令和８年 11 月 12 日
鳥　取　労　働　局

鳥取労働局における個人情報漏えいについて

鳥取労働局（局長 山下禎博（やましたよしひろ））は、雇用環境・均等室（以下「雇均室」という。）において発生した個人情報漏えいについて、下記のとおり当該事実を確認のうえ、必要な措置を講じましたので、概要等をお知らせいたします。
このような事態を招き、関係者の皆さまに多大なるご迷惑、ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

１　事案の概要

雇均室において、令和８年８月 21 日に集合形式及びオンライン（ZOOM）の併用型で実施したカスタマーハラスメント対策のセミナーについて、より多くの県内企業への周知を図るため、鳥取労働局公式 YouTube チャンネルに掲載したところ、当該動画において、１分 30 秒にわたり、オンライン参加者１名の映像及び Zoom 上のユーザー名が表示された状態となっていた。

その後、雇均室長が掲載動画を確認した際、当該事案が判明したため、直ちに動画の公開を停止しましたが、公開停止までの間に 12 回の視聴がされていた。

２　発生原因

職員により公開前の動画の確認は行っており、写りこみは把握していたが、オンライン参加者の映像及び Zoom 上のユーザー名が個人情報に該当するということに関する認識が不十分であった。また、公開前の決裁において、当該情報の事前確認が不十分であった。

３　二次被害の有無

写りこんでいた参加者を特定するため、オンライン参加全企業 80 社に対して、本事案の発生についてメールにより連絡し、該当する参加者について情報提供を依頼した。

また、当該動画を視聴した者により保存や拡散を防止するため、鳥取労働局ホームページで本事案を公表し、仮に動画を保存している場合には削除いただくよう呼びかけ、現時点で、映り込んでいた参加者本人からの連絡はなく、また、当該情報の不正利用その他の二次被害は、確認されていない。

4 再発防止策

⑴ 雇均室における取組

令和８年９月 17 日、雇均室長から同室全職員（非常勤職員を含む）に対し、事案の発生状況の共有及び注意喚起を行った。

また、雇均室長から同室全職員（非常勤職員を含む）に対し、令和８年９月 23 日から 10 月６日にかけて事案の経過の共有を行うとともに、再発防止として、オンライン参加者の映像及び ZOOM 上のユーザー名も個人情報に該当することや、動画や資料を公開する際の注意事項等について、個人情報保護に係る研修を実施した。

⑵ 鳥取労働局における取組

令和８年９月 29 日、局長から労働局内全所属長宛てに、事案の発生状況の共有及び動画や資料をホームページに掲載する際、顔画像や音声も個人情報になり得ることを十分認識し、管理職による決裁時の内容確認を徹底するよう指示する通達を発出した。

また、同年 10 月８日の拡大局議において、事案の概要及び経過について説明の上で、再発防止策の徹底を指示し、その内容を議事録により全所属長へ周知した。

【担当】鳥取労働局雇用環境・均等室
室　長　　森　恵子
監理官　高田　輝男
電　話　０８５７－２９－１７０９